

建築基準法による命令の公告	
建築物の所在地	
命令を受けた者の住所氏名	
この建築物は、建築基準法に違反しているので、同法第9条第 項の規定に基づき 年 月 日 を命じた。	
年 月 日	
土浦市長	
(注意)	
1 この標識は、建築基準法第9条第13項に基づき設置したものである。	
2 この標識を損壊したものは、公用文書毀棄罪で罰せられることがある。	
水道	水道
3 電気の供給を保留するよう電気事業者	に通知した。
ガス	ガス
60センチメートル	

45センチメートル